

第2章 本市の現況と課題

2-1 人口

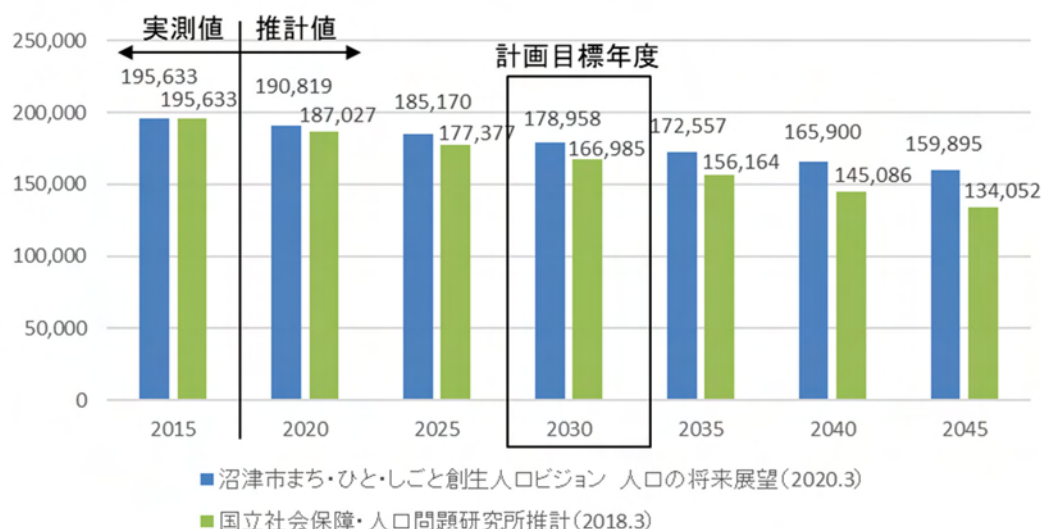
(1) 本市の人口

本市の人口は、住民基本台帳（2020年（令和2年）4月現在）より、194,110人となっています。その内訳としては、男性95,931人、女性98,179人となっています。

(2) 人口の将来予測

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、計画目標年度の2030年（令和12年）が166,985人と推計され、2015年（平成27年）と比較すると15年間で28,648人、約15%減少するとの結果になっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による年齢3区分別人口の推計では、計画目標年度の2030年（令和12年）の年少人口は14,554人（8.7%）、生産年齢人口は92,264人（55.3%）、老年人口は60,167人（36.0%）という結果になり、今後も少子高齢化が進行することが顕著に見受けられます。



図－沼津市における人口動向と推計

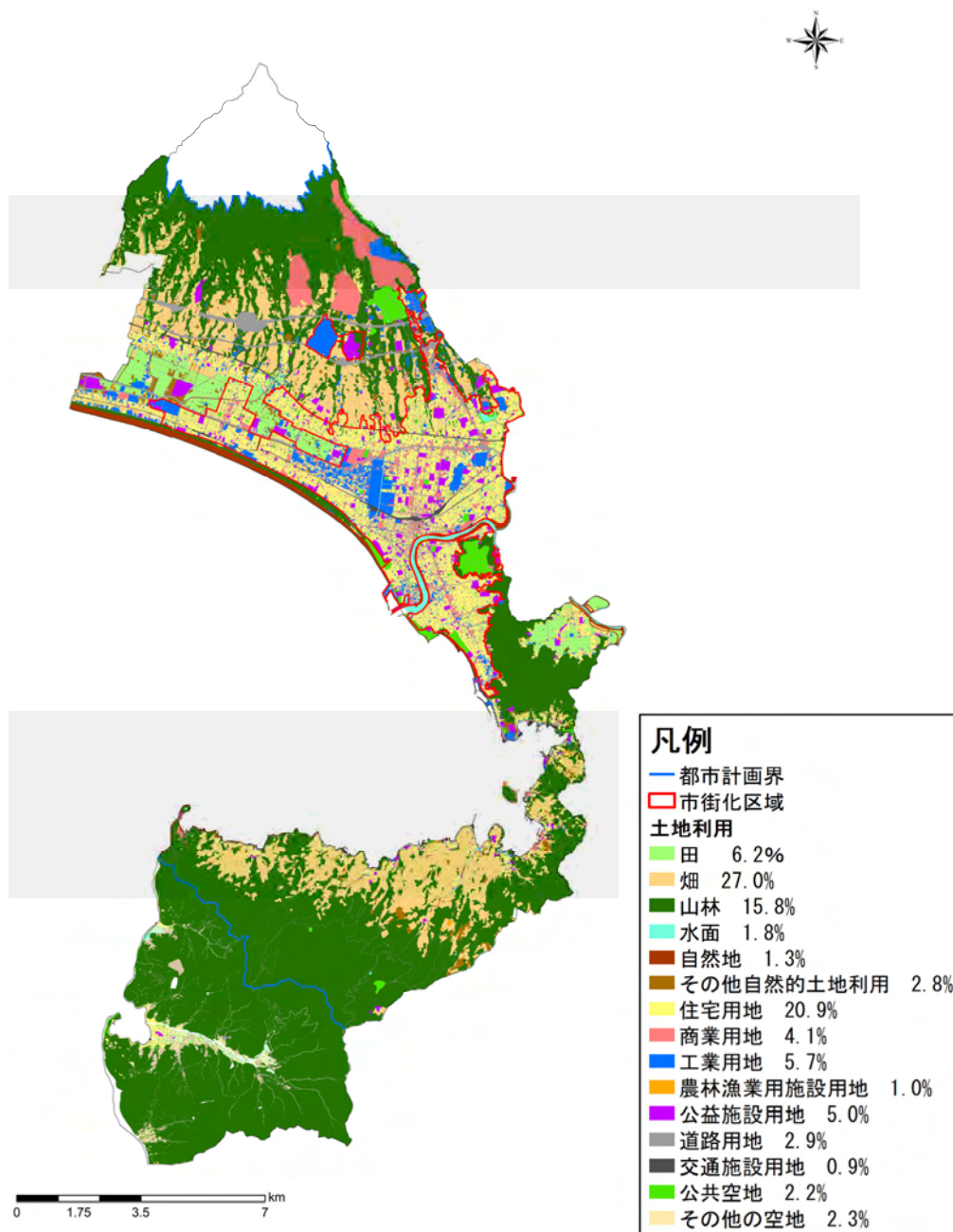
課 題

人口減少・高齢化の進展による社会情勢や市民生活におけるニーズの変化に対応した緑地空間のあり方について示すことが求められます。

2-2 土地利用

本市の都市計画区域は13,876.5ha、市街化区域が3,188.2ha、市街化調整区域が10,688.3haとなっています。

本市の都市計画区域内における土地利用の構成についてみると、畑が27.0%と最も多く、次いで住宅用地の20.9%、山林の15.8%となっています。



図ー土地利用現況（出典：平成28年度都市計画基礎調査・課税台帳）

※都市計画区域内については、平成28年度都市計画基礎調査より図示・面積割合を整理しており、都市計画区域外（戸田地区）については、課税台帳より図示のみしている。

課
題

広く分布する農地・山林等の自然環境の保全・活用や、住宅地等の市街地における緑地空間の創出と利活用のあり方を示すことが求められます。

2-3 緑地現況・緑被現況

本市における緑の現況と課題を、「緑地現況」と「緑被現況」の2つの視点より整理します。

1. 緑の定義

本計画で用いる「緑地」及び「緑被」の用語について、以下の通り定義します。

用 語	定 義
緑地	・都市公園等の施設や緑の保全・緑化に関する法令等の制度が適用され、永続性が高い土地。
緑被	・実際に樹木や草花等で覆われている田・畑・山林・水面等の自然地と公共施設緑地・民間施設緑地・宅地における緑化部分の土地。

※緑被における田・畑・山林・水面等の自然地については、課税台帳より該当する箇所を抽出して面積を算出している。また、公共施設緑地・民間施設緑地・宅地については、敷地を課税台帳より抽出したうえで、建築物等の緑化されていない範囲を除いた箇所の面積を算出している。

本計画の文中では本市における緑を「都市公園等」と「緑地空間」に整理しており、それらの用語について、以下の通り定義します。

用 語	定 義
都市公園等	・「緑地」における都市公園、都市計画公園、都市公園に準じる公園緑地。
緑地空間	・都市公園等以外の「緑地」及び「緑被」。



豊かな自然環境に恵まれた御浜岬

2. 緑地現況

(1) 緑地現況の整理

本計画では、都市公園や市の条例公園等の緑の施設に該当するものを「施設緑地」、緑の保全や緑化に関する法律・条例等を適用している区域の緑を「地域制緑地」といい、それらを総称する用語として「緑地」を用いています。

区分（出典：新編緑の基本計画ハンドブック）			本市での適用
施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	・ 街区公園 ・ 近隣公園 ・ 地区公園 ・ 総合公園 ・ 運動公園 ・ 風致公園 ・ 歴史公園 ・ 緑地緑道
	公共施設緑地	公共施設における植栽地等	・ 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 図書館 ・ 文化施設 ・ 博物館等、歴史的施設 ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ スポーツ施設 ・ レクリエーション施設 ・ 下水処理系における植栽地 ・ 市民の森 ・ 街路樹
	民間施設緑地	市民緑地、公開空地、市民農園、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園等	・ 民間のスポーツ広場 ・ 境内地 ・ ゴルフ場 ・ 私立学校 ・ 商業施設
地域制緑地	法によるもの	風致地区	・ 風致地区
		その他	・ 富士箱根伊豆国立公園 ・ 農用地区域 ・ 河川区域 ・ 海岸保全区域 ・ 保安林区域 ・ 地域森林計画対象民有林 ・ 史跡・名勝・天然記念物
	条例等によるもの	条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地等	・ 空き地活用公園
	協定によるもの	緑地協定（都市緑地保全法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）	・ 緑地協定、緑化協定

(2) 施設緑地の現況と課題

①都市公園等

本市における都市公園等は全152箇所あり、その開設面積は135.65haとなっています。

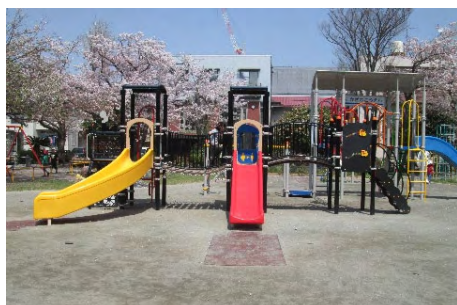
都市計画公園等は全69箇所あり、計画面積は338.92ha、開設面積は130.08haとなっています。

(2020年(令和2年)3月現在)

近年の動向としては、緑地面積の大きな増加はありませんが、「岡宮北土地区画整理事業」に伴う都市公園の整備が進んでいます。

(2020年(令和2年)3月現在)

公園種別	箇所数(箇所)	開設面積(ha)
街区公園	130	14.19
近隣公園	5	5.6
地区公園	1	1.11
総合公園	2	22.44
運動公園	2	61.21
風致公園	3	25.45
歴史公園	2	1.69
緑地緑道	7	3.96
合計	152	135.65



高沢公園(街区公園)



大岡公園(近隣公園)

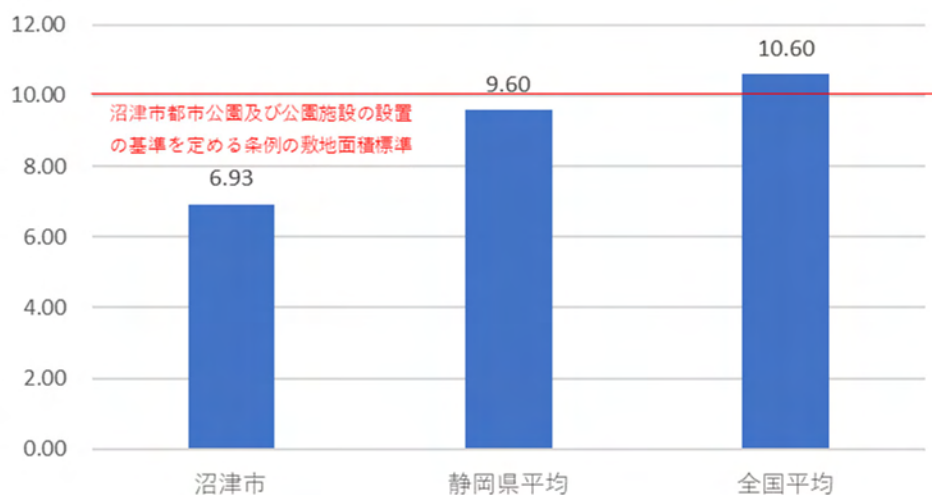


我入道公園(風致公園)



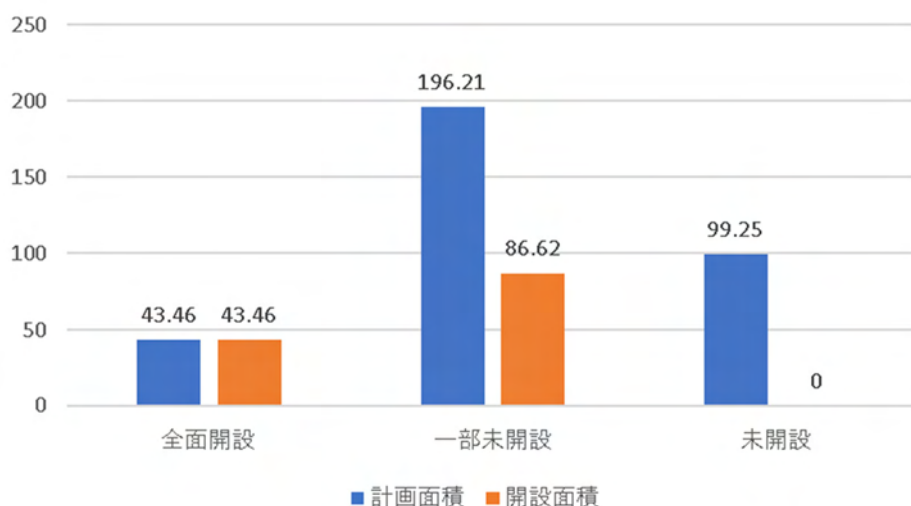
帯笑園(歴史公園)

本市の都市公園等の開設済み面積（都市計画決定されていないものも含む）は135.65haで、市民一人あたりの面積は、6.93㎡/人（2020年（令和2年）3月現在）となっており、全国平均の10.60㎡/人及び静岡県内における平均の9.60㎡/人（出典：平成30年度末都道府県別一人当たり都市公園等整備現況（2019年（平成31年）3月現在））を下回っています。なお、沼津市都市公園及び公園施設の基準を定める条例では、市民一人あたり10㎡以上という敷地面積標準が定められています。



図－都市公園等の市民一人あたりの面積（㎡/人）

都市計画公園等は、338.92ha（69箇所）が計画決定されており、開設面積は130.08ha（64箇所）で、その内訳としては、全面開設している都市計画公園等は43.46ha（50箇所）、一部未開設部分のある都市計画公園等は86.62ha（14箇所）となっています。また、5箇所については全面未開設となっています。



図－都市計画公園等の計画及び開設面積（ha）

課題

本市における都市公園等の一人あたりの面積は、全国や静岡県の平均を下回っていますが、人口減少・高齢化の進展をはじめとする社会情勢の変化を踏まえ、整備の必要性について再検証することや整備に向けた新たな手法の検討が求められます。

②公共施設緑地

本市の学校、図書館、文化施設等の主な公共施設における緑地面積や市民の森等の公共空間における緑地面積は185.79haとなっています。また、街路樹については、市街化区域を中心に整備されています。（2020年（令和2年）3月現在）



沼津市立図書館



沼津市民文化センター



若山牧水記念館



街路樹（学園通り）

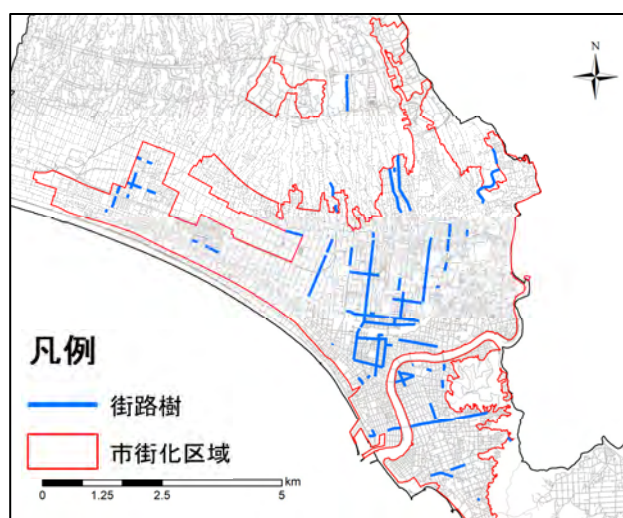


図 - 既存街路樹位置図

課題

公共施設は市のシンボルとなる施設であることから、緑地部分についても、コンセプトのある魅力的な整備を推進するとともに、整備に合わせて、市民等との協働による維持管理の促進が求められます。また、街路樹についても適切な維持管理が求められます。

③民間施設緑地

民間のスポーツ広場、境内地、ゴルフ場、私立高校、商業施設における緑地面積は、302.55haとなっています。（2020年（令和2年）3月現在）

商業施設である「ららぽーと沼津」では、民間事業者が主体となり、地域に開かれた緑地空間が整備されています。



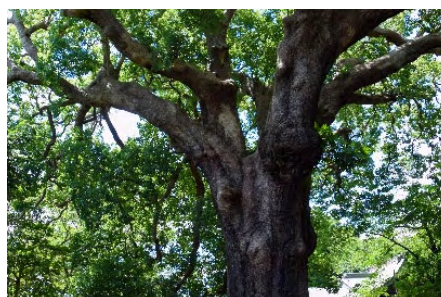
ららぽーと沼津（やまの広場）



大中寺



大平の石仏（三権現）



岡宮浅間神社のクスノキ



日枝神社



光長寺

課題

民間のスポーツ広場、境内地等については、人口減少・高齢化に伴い将来の管理体制が懸念されることから、地元意向を踏まえた維持管理方針や仕組みの検討が求められます。

商業施設等については、民間事業者の創意工夫による緑地空間の創出が求められます。

(3) 地域制緑地の現況と課題

①法によるもの

本市では、5地区が風致地区に指定されており、その面積の合計は468.8haとなっています。(2020年(令和2年)3月現在)

本市の南側地域の一部は富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域)に属するなど、豊かな自然環境があります。



香貫山風致地区



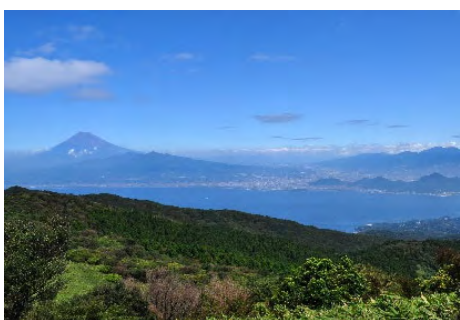
桃郷風致地区



牛臥風致地区



千本風致地区



金冠山周辺
(富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域))



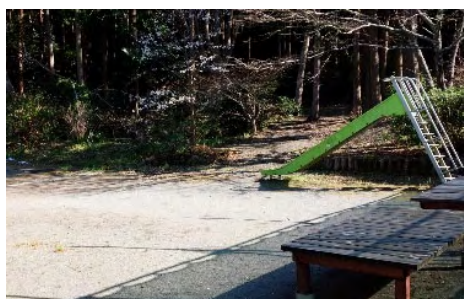
井田地区
(富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域))

課 題

法による緑については、継続して保全していくとともに、必要に応じて指定区域の拡大や、新たな制度の適用を検討することが求められます。

②条例等によるもの

空き地活用公園は、自治会・地権者・行政の3者契約に基づき、使用していない土地を市民が憩う公園として整備する制度であり、市内に全13箇所あります。また、その面積の合計は、1.22haとなっています。（2020年（令和2年）3月現在）



大平第3地区市民公園（通称）



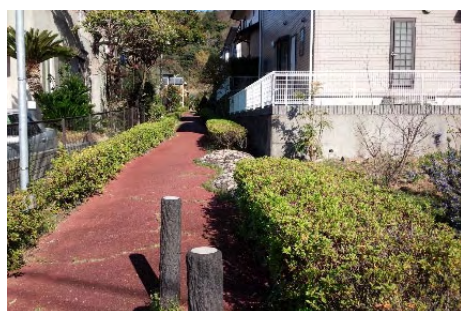
北高島市民公園（通称）

課題

空き地活用公園については、人口減少・高齢化に伴い将来の管理体制が懸念されることから、地元意向を踏まえた維持管理方針や仕組みの検討が求められます。

③協定によるもの

本市の緑化に関する協定は、「沼津香貫台住宅地緑化協定」、「香貫が丘緑地協定」の2箇所、合計7.82haが締結されており、緑化に関する基準が定められています。（2020年（令和2年）3月現在）



香貫が丘緑地

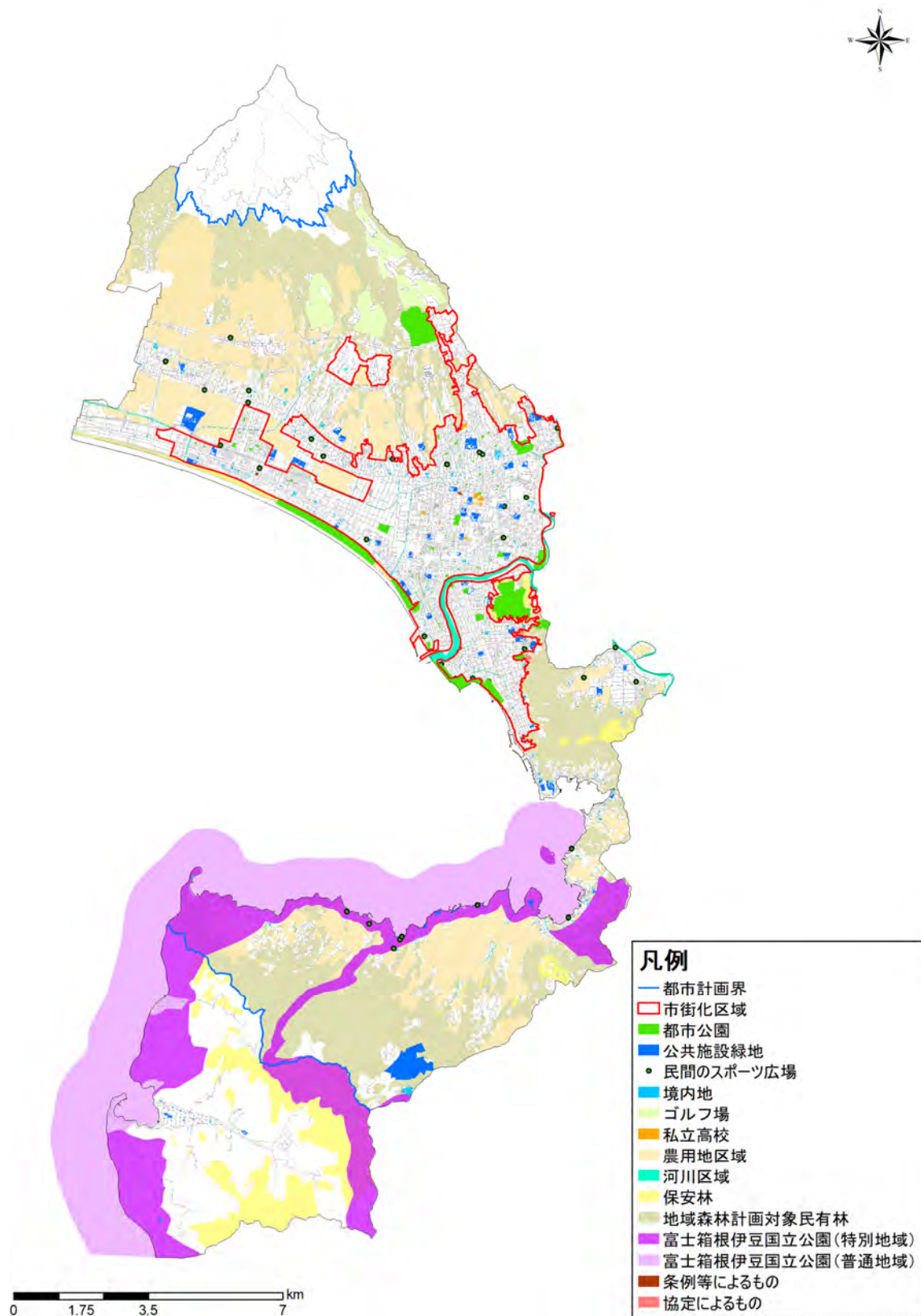


香貫台住宅地緑地

課題

現状では協定に基づき良好な緑地空間が維持されていますが、協定の目的や趣旨を次世代に伝え、維持管理体制の継続を支援する仕組みの構築が求められます。

(4) 緑地現況図



※街路樹、商業施設、風致地区、農用地区域（都市計画区域外）、河川区域（都市計画区域外）、海岸保全区域、地域森林計画対象民有林（都市計画区域外）、史跡・名勝・天然記念物について図示していない。また、都市公園について、平成28年度都市計画基礎調査より図示しており、計画区域を示している。

(5) 緑地面積の整理

本市の市域面積は18,695.5haとなっています。緑地面積は、市域全体では11,189.19 ha、都市計画区域では8,643.39ha（市街化区域：323.54ha、市街化調整区域：8,319.85ha）、都市計画区域外では2,545.80 ha、緑地面積の割合は、市域全体では59.85%、都市計画区域では62.29%（市街化区域：10.15%、市街化調整区域：77.84%）、都市計画区域外では52.83%となっています。

(2020年（令和2年）3月現在)

区分		市街化 区域	市街化 調整区域	都市計画 区域外	合計
施設緑地	都市公園	52.83	82.82	0.00	135.65
	公共施設緑地	65.66	117.11	3.02	185.79
	民間施設緑地	36.21	265.19	1.15	302.55
	施設緑地合計	154.70	465.12	4.17	623.99
地域制緑地	風致地区（※1）	57.35	369.80	0.00	427.15
	その他法によるもの （※2） ・富士箱根伊豆国立公園 （※3）（※4） ・農用地区域 ・河川区域 ・海岸保全区域 ・保安林区域（※4） ・地域森林計画対象民有林 ・史跡・名勝・天然記念物	110.80	7,484.40	2,541.63	10,136.83
	条例等によるもの ・空き地活用公園	0.69	0.53	0.00	1.22
	協定によるもの（※5） ・緑地協定、緑化協定	0.00 (1.40)	0.00 (6.42)	0.00	0.00 (7.82)
	地域制緑地合計	168.84	7,854.73	2,541.63	10,565.20
	緑地現況量総計	323.54	8,319.85	2,545.80	11,189.19

※1：風致地区の面積は重複している都市公園 41.65ha の面積を除いて計上している。

※2：農用地区域、河川区域、海岸保全区域、地域森林計画対象民有林及び史跡・名勝・天然記念物については都市計画区域外の面積を計上していない。

※3：富士箱根伊豆国立公園は、特別地域のみ計上している。

※4：都市計画区域外について、富士箱根伊豆国立公園及び保安林の重複は加味していない。

※5：風致地区面積と重複するため計上していない。

3. 緑被現況

(1) 緑被現況の整理

緑被面積とは、実際に樹木や草花等で覆われている田・畑・山林・水面等の自然地と公共施設緑地・民間施設緑地・宅地における緑化部分の面積です。田・畑・山林・水面等の自然地については、課税台帳より該当する箇所を抽出して面積を算出しており、公共施設緑地・民間施設緑地・宅地については、敷地を課税台帳より抽出したうえで、建築物等の緑化されていない範囲を除いた箇所の面積です。

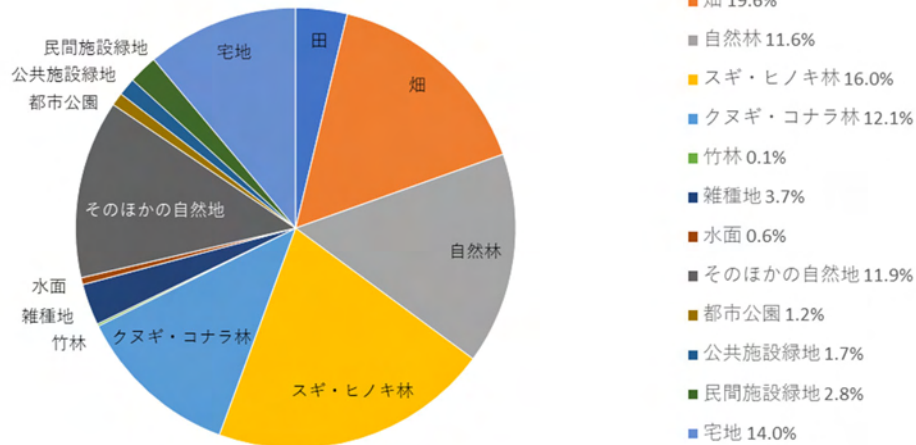
本市の市域面積は18,695.5haとなっています。緑被面積は、市域全体では14,211.64ha、都市計画区域では10,889.70ha（市街化区域：1,813.50ha、市街化調整区域：9,076.20ha）、都市計画区域外では3,321.94ha、緑被面積の割合は、市域全体では76.02%、都市計画区域では78.48%（市街化区域：56.88%、市街化調整区域：84.92%）、都市計画区域外では68.93%となっています。

(2020年（令和2年）3月現在)

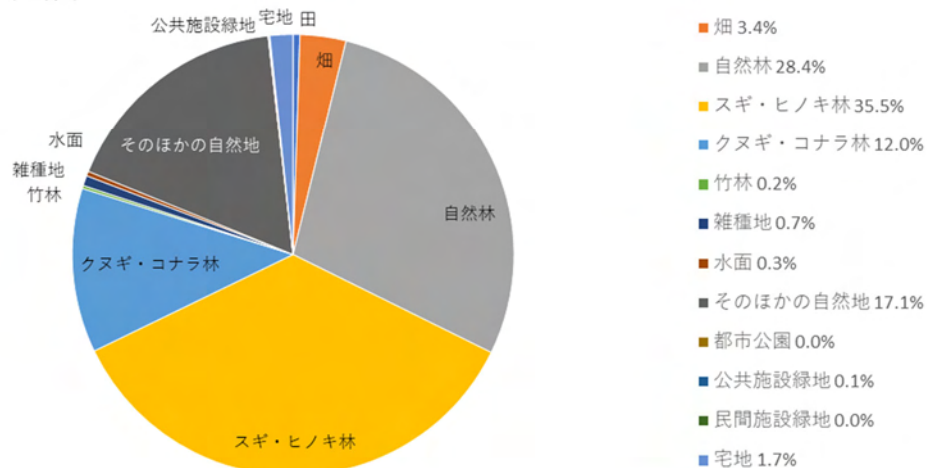
区分	緑被面積（ha）			合計
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外	
田	25.95	494.23	16.53	536.71
畑	137.11	1,994.40	111.74	2,243.25
自然林	25.58	1,238.56	944.86	2,209.00
スギ・ヒノキ林	8.87	1,728.17	1,179.68	2,916.72
クヌギ・コナラ林	6.63	1,305.65	399.37	1,711.65
竹林	—	15.90	7.20	23.10
雑種地	139.72	267.54	24.67	431.93
水面	17.59	42.66	11.36	71.61
そのほかの自然地	33.40	1,260.88	566.56	1,860.84
都市公園	52.83	82.82	0.00	135.65
公共施設緑地	65.66	117.11	3.02	185.79
民間施設緑地	36.21	265.19	1.15	302.55
宅地	1,263.95	263.09	55.80	1,582.84
総計	1,813.50	9,076.20	3,321.94	14,211.64
全体面積	3,188.20	10,688.30	4,819.00	18,695.50
緑被率 (総計／全体面積)	56.88	84.92	68.93	76.02

緑被面積の内訳についてみると、都市計画区域内では、スギ・ヒノキ林、畑、自然林等における緑が多くみられ、都市計画区域外では、自然林、スギ・ヒノキ林、そのほかの自然地等における緑が多くみられます。

都市計画区域内



都市計画区域外

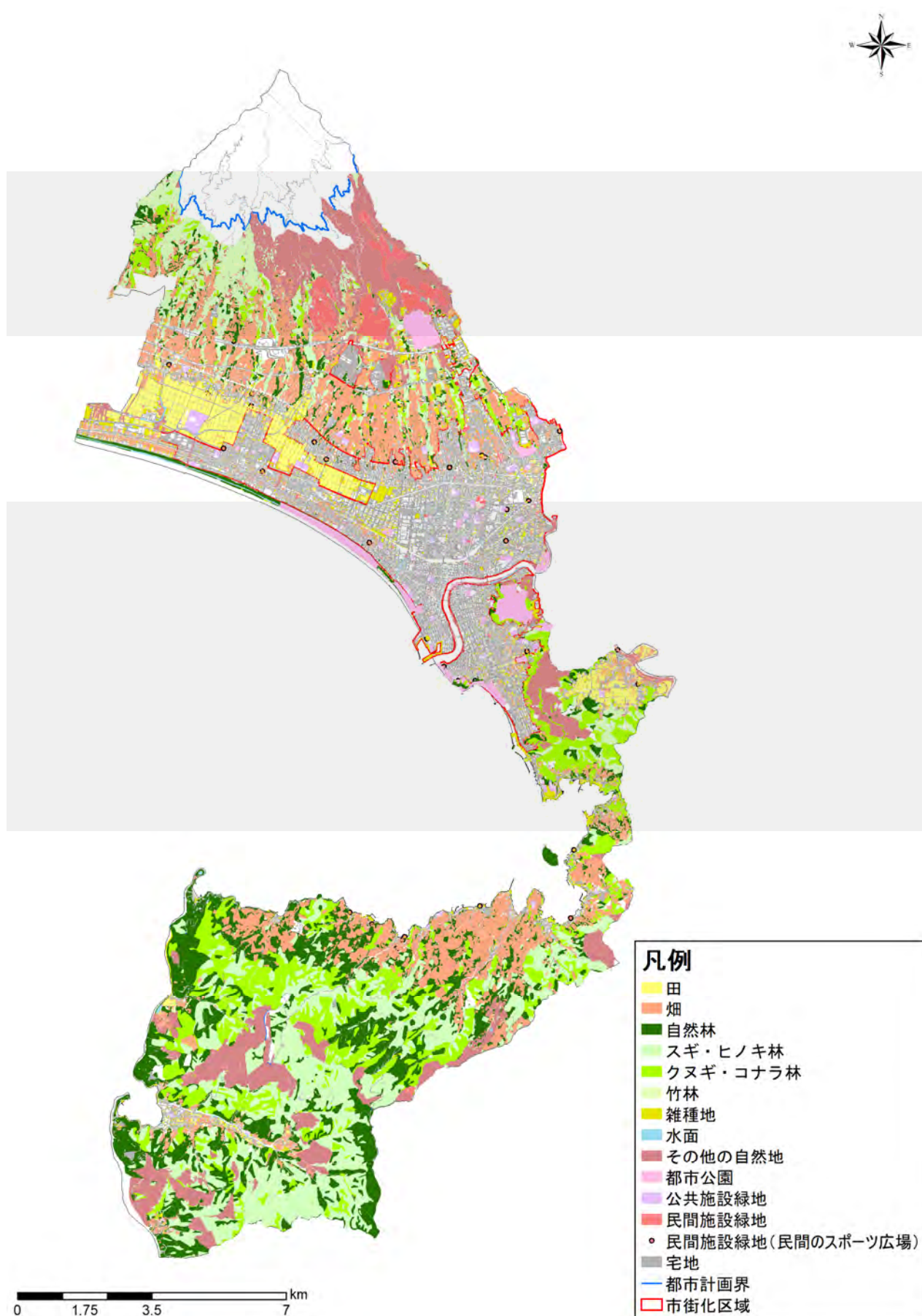


図－緑被の種別割合

課題

既存の緑地について、適切な維持管理の実施により良好な緑を維持・保全することが求められます。

(2) 緑被現況図



2-4 都市公園の維持管理・利活用に関する状況

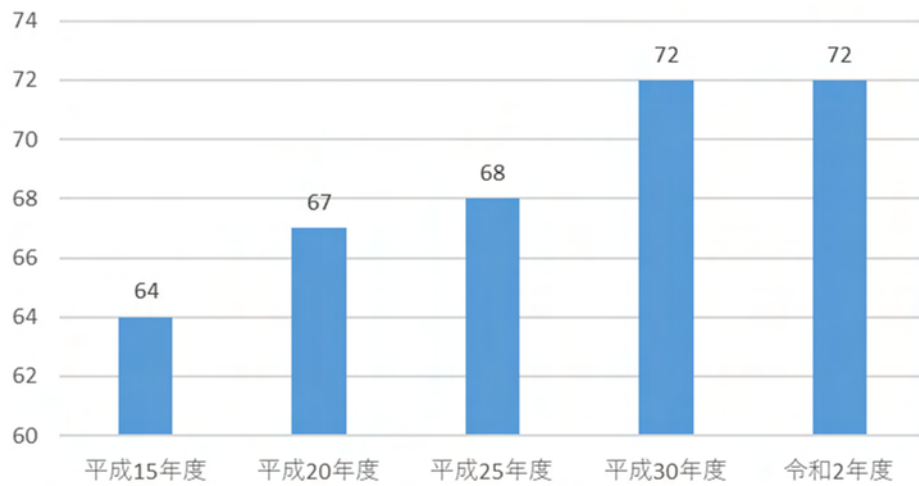
1. 都市公園愛護会

本市では、公園の管理や保全について地域の方にご協力をいただき、より安全で利用しやすい公園づくりとともに、地域コミュニティ活動の輪を広げていくことを目的として、1973年（昭和48年）に「都市公園愛護会」制度を設けました。

主な活動内容は、公園内の清掃や除草、公園施設の定期点検や故障等の連絡、禁止行為等に対する注意、公園利用に関するルールづくり等で、現在では市内72団体が活動しています。（2020年（令和2年）8月現在）

表－都市公園愛護会一覧

	都市公園名	公園愛護会名		都市公園名	公園愛護会名
1	香貫公園	香貫公園愛護会	37	梨ノ木公園	梨ノ木公園愛護会
2	山神道公園	山神道公園愛護会	38	東原公園	東原公園愛護会
3	浅間公園	浅間公園愛護会	39	丸子公園	丸子公園愛護会
4	西条公園	西条公園愛護会	40	外原公園	外原公園愛護会
5	山王公園	山王公園愛護会	41	港口公園	港口公園愛護会
6	犬塚公園・蛇松緑道（真砂町）	犬塚公園・蛇松緑道（真砂町）愛護会	42	御用邸記念公園	御用邸記念公園A愛護会
7	新宿公園	新宿公園愛護会	43	御用邸記念公園	御用邸記念公園B愛護会
8	八反庄公園	八反庄公園愛護会	44	千本浜公園	千本浜公園愛護会
9	高島公園	高島公園愛護会	45	我入道公園	我入道公園愛護会
10	高沢公園	高沢公園愛護会	46	蛇松緑道（白銀町）	蛇松緑道（白銀町）愛護会
11	共栄公園	共栄公園愛護会	47	蛇松緑道（市道町）	蛇松緑道（市道町）愛護会
12	筒井公園	筒井公園愛護会	48	蛇松緑道（緑町）	蛇松緑道（緑町）愛護会
13	花園公園	花園公園愛護会	49	下河原1号公園・蛇松緑道（旭町）	旭・宮なかよし公園・蛇松緑道（旭町）愛護会
14	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘公園愛護会	50	蛇松緑道（下河原西）	蛇松緑道（下河原西）愛護会
15	市道公園	市道公園愛護会	51	蛇松緑道（下河原団地）	蛇松緑道（下河原団地）愛護会
16	駿河台・高砂公園	駿河台・高砂公園愛護会	52	蛇松緑道（下河原南）・下河原2号公園	蛇松緑道（下河原南）・下河原2号公園愛護会
17	天神・堰下公園	天神・堰下公園愛護会	53	蛇松緑道（幸町）	蛇松緑道（幸町）愛護会
18	八重公園	八重公園愛護会	54	双葉町公園	双葉町公園愛護会
19	松沢公園	松沢公園愛護会	55	宮前公園	宮前公園愛護会
20	豊町公園	豊町公園愛護会	56	門池公園	門池公園愛護会
21	高尾台公園	高尾台公園愛護会	57	大久保公園	大久保公園愛護会
22	今沢中央公園、今沢1号公園、今沢2号公園	今沢団地公園愛護会	58	木瀬川坂下公園	木瀬川坂下公園愛護会
23	西添1号公園	西添1号公園愛護会	59	鮎垂の滝緑地	鮎垂の滝緑地愛護会
24	西添2号公園	西添2号公園愛護会	60	幸福公園	幸福公園愛護会
25	伝馬公園	伝馬公園愛護会	61	町中公園	原町中公園愛護会
26	小林台公園	北小林公園愛護会	62	一里塚公園	一里塚公園愛護会
27	大岡駅前公園	大岡駅前公園愛護会	63	下河原3号公園	下河原3号公園愛護会
28	東沖・東沖西公園	東沖・東沖西公園愛護会	64	沼平町公園	沼平町公園愛護会
29	東中公園	東中公園愛護会	65	六軒町公園	井出六花壇の会
30	宮原公園	せせらぎ公園愛護会	66	御浜岬公園	美浜クラブ
31	赤池公園	赤池公園愛護会	67	杉崎町3号公園	杉崎町3号公園愛護会
32	本田町公園	本田町公園愛護会	68	岡宮4号公園	岡宮4号公園愛護会
33	昭和公園・東田公園	北今沢公園愛護会	69	岡宮2号公園	岡宮2号公園愛護会
34	北園公園	北園公園愛護会	70	岡宮1号公園	岡宮1号公園愛護会
35	北高島公園	北高島公園愛護会	71	黄瀬川公園・大豆原公園	黄瀬川公園愛護会
36	日の出公園	日の出公園愛護会	72	駅前公園・カタバミ公園	原駅前公園・カタバミ公園愛護会



図－都市公園愛護会数の推移（箇所数）

課
題

都市公園愛護会の会員は、高齢者が多いため、都市公園等の良好な環境を維持するためには、幅広い世代の様々な人が維持管理に関わることができる新たな仕組みづくりが求められます。



積極的な活動が行われている豊町公園

2. 維持管理・利活用に関する制度活用の状況

都市公園の維持管理・利活用に関する制度の活用状況は下表の通りです。

表－維持管理・利活用に関する制度活用状況

行為許可制度	実績：379件（2019年（平成31年）4月～2020年（令和2年）3月）
沼津市都市公園条例により、一般的に禁止又は制限されている都市公園の使用方法について、申請に基づいてその制限を解除し、使用の許可を受けることにより、地元の特産品等の販売、イベントや競技会の開催を行う制度。	
 中央公園におけるイベント	
管理許可制度	実績：3公園（2020年（令和2年）3月現在）
都市公園法第5条により、公園管理者以外の者が、都市公園内における公園施設の管理の許可を受けることであり、都市公園内のレストラン、売店、バーベキュー施設などを運営管理する制度。	
 INN THE PARK 管理棟	
設置管理許可制度	実績：14件（2020年（令和2年）3月現在）
都市公園法第5条により、公園管理者の許可を受けることで、公園管理者以外の者が、公園施設の設置・管理を可能とする制度。 設置管理許可を受けることで、レストラン、売店、バーベキュー施設、ドッグラン、自動販売機などの設置・管理を行うことができる事業手法。近年ではより柔軟に都市公園内での設置管理許可が進んでおり、全国規模で展開するコーヒー店やコンビニエンスストアを公園施設として設置管理許可する事業展開の事例も見られる。なお、本制度を用いた愛鷹運動公園内「INN THE PARK」は令和元年度第35回都市公園等コンクール特定テーマ部門において国土交通大臣賞を受賞している。	
 INN THE PARK テントエリア	
指定管理者制度	実績：3件（2020年（令和2年）3月現在）
平成15年の地方自治法（第244条の2）の改正により創設された制度。公の施設管理を民間事業者の能力を活用してサービスの質の向上を図るとともに、管理の効率化により行政の経費節減を図ることを目的とした事業手法。	
 沼津御用邸記念公園	

課題

本市では、各種制度を用いた都市公園等の維持管理・利活用が行われていますが、一部の公園に限られており、公園の規模や場所に関わらず、全市的な取り組みの推進が求められます。

2-5 市民意向

1. 市民意向調査

本計画の策定にあたり、アンケート調査を実施しました。調査の実施概要と結果は以下の通りです。

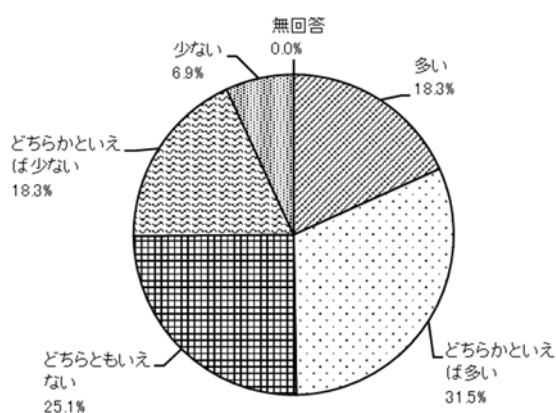
(1) 市民アンケート調査

- ・調査期間：2018年（平成30年）12月18日（火）～2019年（平成31年）1月15日（火）まで
- ・調査対象者、実施方法：市内にお住まいの18歳以上の方から、無作為に選び郵送により実施。
- ・調査状況：配付数：1,135通、回収数：380通（回収率：33.5%）

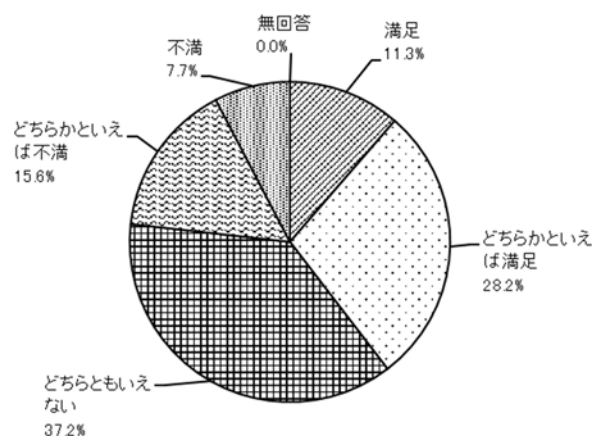
【調査結果】

①「水とみどり」の量・質の満足度について

「水とみどり」の量についてみると、「多い」「どちらかといえば多い」を合わせた約5割の方が「水とみどりの量」は豊かだと感じています。また、「水とみどり」の質では、「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせると約4割の方が「水とみどりの質」に満足していますが、「どちらともいえない」と回答した方が37.2%と最も多く、「質」に関しては「量」よりも満足度が低くなっています。



図－「水とみどり」の量について



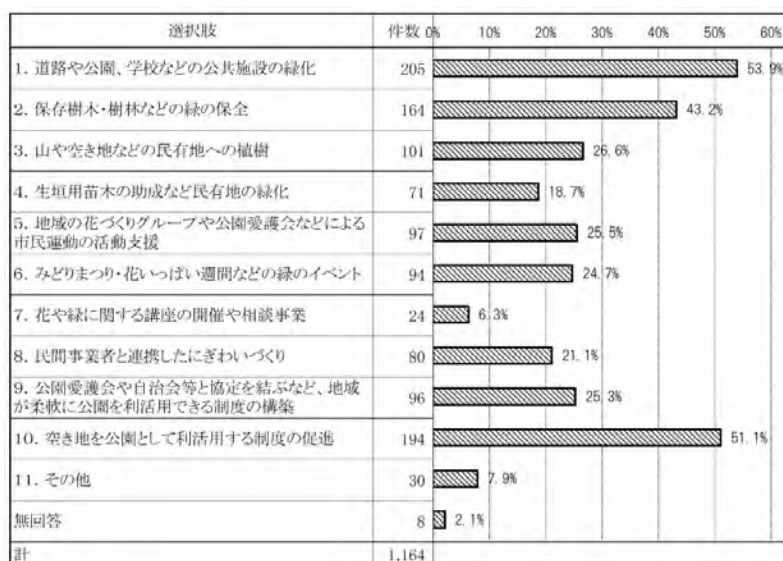
図－「水とみどり」の質について

課題

「質」に関しては「量」よりも満足度が低いことから、本市において求められる緑の「質」について明確にしたうえで、緑の「質」を高めるための取組を推進することが求められます。

②市として重点的に進めるべき取組

「道路や公園、学校などの公共施設の緑化」が53.9%と最も多く、次いで「空き地を公園として利活用する制度の促進」が51.1%、「保存樹木・樹林などの緑の保全」も43.2%となっています。

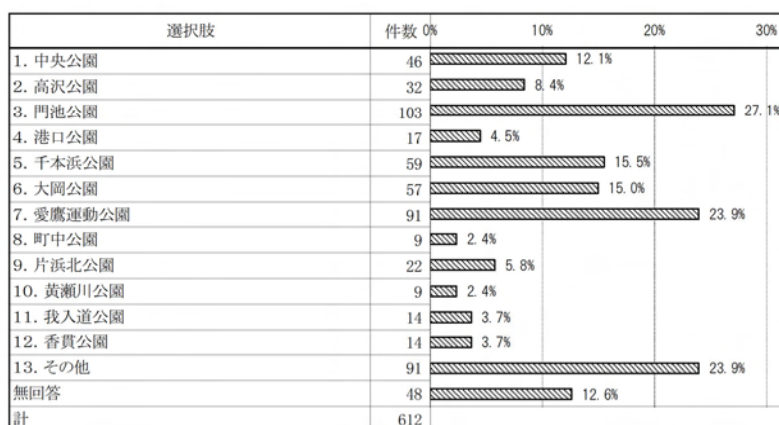


課題

市民からの意見の多い「道路や公園、学校などの公共施設の緑化」、「空き地を公園として利活用する制度の促進」、「保存樹木・樹林などの緑の保全」等をはじめとして、「緑」に関する取組を推進することが求められます。

③よく利用する都市公園等

「門池公園」が27.1%と最も多く、次いで「愛鷹運動公園」の23.9%となっています。「その他」と回答された方も23.9%おり、その内訳では、様々な都市公園等があげられている一方で「利用しない」が41件と1割の方が都市公園等を利用していません。

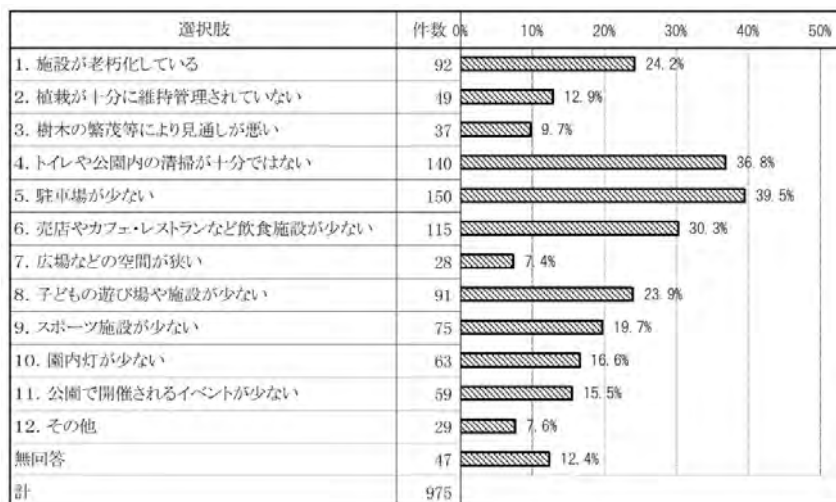


課題

よく利用されている緑地空間については、利用者ニーズに合わせた施設等の機能強化によって更なる魅力向上を図るとともに、その他の公園についても周辺住民等が日常的に利用できる場として形成していくことが求められます。

④よく利用する都市公園等に対して感じる課題

「駐車場が少ない」が39.5%と最も多く、次いで「トイレや公園内の清掃が十分ではない」36.8%、「飲食施設が少ない」が30.3%となっています。駐車場に関しては4割近くの方が少ないと感じています。また、飲食施設の他に子供の遊び場や施設の不足とともに施設の老朽化に関しても課題であると回答しています。

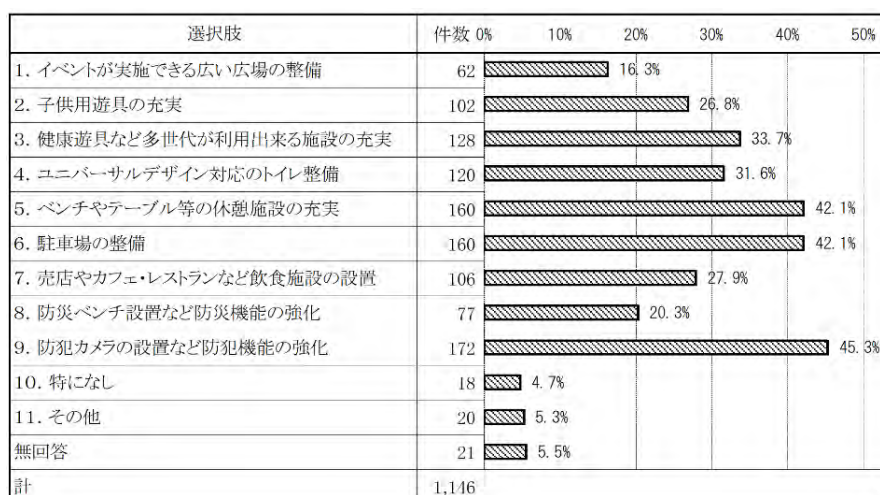


課題

「駐車場が少ない」、「トイレや公園内の清掃が十分ではない」、「飲食施設が少ない」等の課題があげられており、維持管理の充実や新たなニーズへの対応が求められます。

⑤市内の都市公園等に必要な施設

回答者の4割以上の方が、市内の都市公園等に必要な施設について、「防犯機能の強化」、「休憩施設の充実」、「駐車場の整備」と回答しています。



課題

「防犯機能の強化」、「休憩施設の充実」、「駐車場の整備」等があげられており、対応が求められます。ニーズの高い施設への整備のあり方を整理しつつ、優先度を見極めながら整備を進めることが求められます。

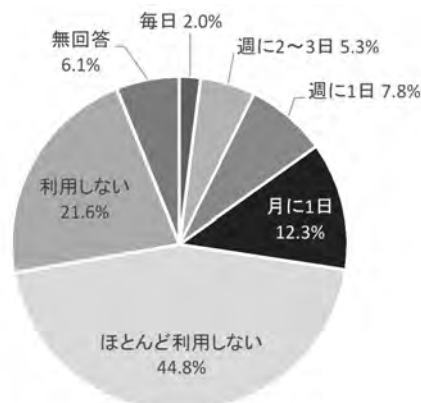
(2) 第45回市民意識調査結果報告書(2018年度(平成30年度))

- ・調査期間：2018年(平成30年)6月19日(火)～2018年(平成30年)7月2日(月)まで
- ・調査対象者、実施方法：市内にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に2,100人を選び郵送及びインターネット上において実施。
- ・調査状況：配付数：2,100通、回収数：1,095通(回収率：52.1%)

【調査結果】

①公園の利用頻度

公園の利用頻度では、「月に1日」が12.3%と最も多く、次いで「週に1日」が7.8%、「週に2～3日」が5.3%となっている一方で「ほとんど利用しない」と「利用しない」の合計は66.4%と回答者の半数以上を占めます。

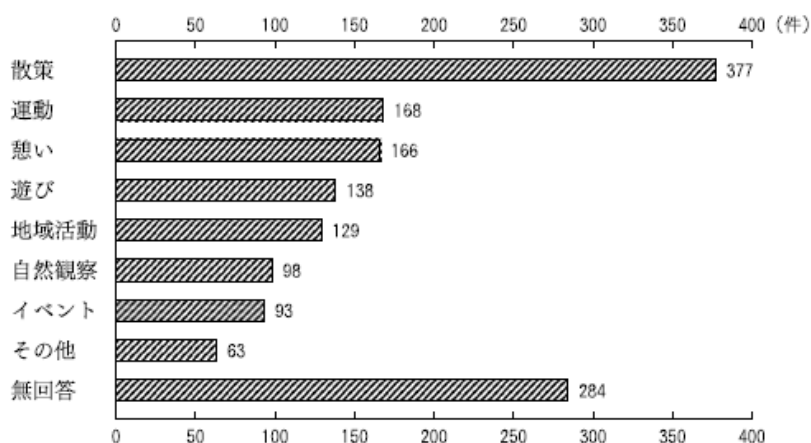


課題

「ほとんど利用しない」と「利用しない」が半数以上を占めることから、市民ニーズをとらえた公園の創出により、公園を市民が日常的に利用できる場とすることが求められます。

②公園の利用目的

公園の利用目的についてみると、「散策」が377件と最も多く、次いで、「運動」が168件、「憩い」が166件となっています。

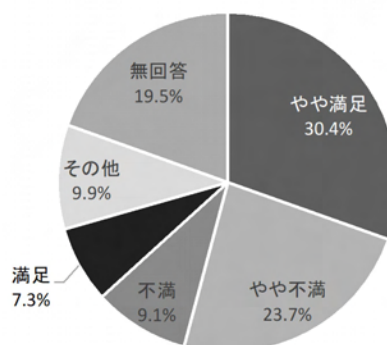


課題

公園の利用目的では、「散策」、「運動」、「憩い」等、市民の日常生活の中で最も利用されていることから、市民の暮らしの質の向上に寄与する場とすることが求められます。

③公園内施設の維持管理状況

公園内施設の維持管理状況については、「満足」、「やや満足」の合計が37.7%となっている一方で、「やや不満」、「不満」の合計が32.8%とほぼ同数程度あります。



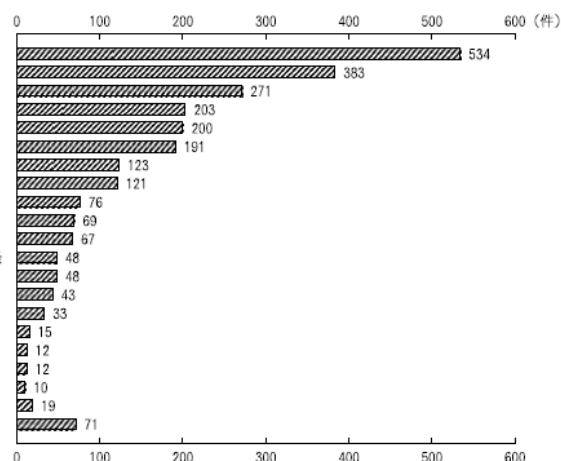
課題

公園内施設の維持管理状況について、「やや不満」、「不満」の意見が多くみられることから、維持管理のあり方を見直し、良好な公園の環境を創出することが求められます。

④緑豊かな地域として大切にしたいと思う場所

緑豊かな地域として大切にしたいと思う場所については、「千本松原」が534件と最も高く、次いで「沼津御用邸記念公園」が383件となっており、歴史的な都市公園等が特に大切にされていることがうかがえます。

千本松原
沼津御用邸記念公園
香貫山
門池公園
愛鷹運動公園
大瀬崎
狩野川緑地
愛鷹山
特にな
三浦（静浦・内浦・西浦）海岸
我入道／島郷海岸
市民文化センター周辺・香陵の径
蛇松緑道
浮島沼
御浜畔
明神池
黄瀬川緑地
金冠山
市民の森
その他
無回答

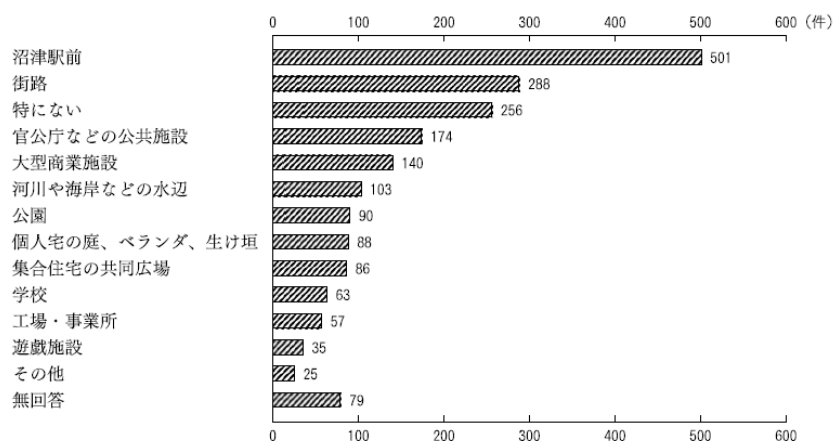


課題

市民が大切にしたいと感じる歴史的な緑地空間について、歴史的な価値も踏まえた維持管理・運営が求められます。

⑤緑が少ないと感じる場所

緑が少ないと感じる場所については、「沼津駅前」が501件と最も高くなっています。



課題

市民が特に緑が少ないと感じている「沼津駅前」について、本市の顔であり玄関口であることを踏まえ、都市ブランドが向上するような魅力的な緑化について推進することが求められます。



沼津駅前（南口）

（３）沼津市都市公園愛護会総会 アンケート集計結果（2018 年度（平成 30 年度））

- ・実施日：2018年（平成30年）7月3日（火）
- ・回答者数：41名

【調査結果】

①都市公園愛護会が抱える主な課題

「高齢化」が最も多く、次いで「活動する人が限られている」、「会員数の減少」となっており、人手不足に関する課題が特に多くなっています。

選択肢（複数回答可）	回答者数
高齢化	28
活動する人が限られている	24
会員数の減少	7
活動費が少ない	4
その他	1

課 題

都市公園愛護会の人手不足への対応として、幅広い世代の様々な人が維持管理に関わることができる新たな仕組みづくりが求められます。

②都市公園愛護会として取り組みたいこと

「公園の緑化推進」が最も多く、次いで「街路樹の管理」、「公共施設の緑化活動」となっており、公共における緑地空間への取組意欲が高くなっています。

選択肢（複数回答可）	回答者数
公園の緑化推進	24
街路樹の管理	8
公共施設の緑化活動	3
中心市街地の緑化活動	1
観光施設の緑化推進	1
代表的な緑地（門池公園等）の更なる緑化活動	1
その他	1
商業施設や工場の緑化活動	0

課 題

都市公園愛護会の意向を踏まえた上で、都市公園愛護会がやりがいを持ち取り組むことのできる活動の促進が求められます。

2. 市民ワークショップ

本計画の策定にあたり、市民との意見交換のために開催した「ぬまづ緑のまちづくりワークショップ」より、主な意見を整理します。

【ぬまづ緑のまちづくりワークショップの概要】

地区名	会場	参加目安となる 中学校区	開催日
中心市街地	あげつち会館 沼津商連会館	—	2018年（平成30年） 9月25日（火） 11月26日（月） 12月4日（火） 2019年（平成31年） 1月21日（月）
戸田	戸田地区センター	戸田	2019年（平成31年） 2月5日（火） 3月5日（火）
第一・第二	第一地区センター	第一・第二	2019年（令和元年） 8月30日（金）
第五・金岡	金岡地区センター	第五・金岡	2019年（令和元年） 9月11日（水）
三浦（静浦・内浦・西浦）	静浦地区センター	静浦・長井崎	2019年（令和元年） 9月18日（水）
第三・第四・大平	第三地区センター	第三・第四・大平	2019年（令和元年） 10月17日（木）
門池・大岡	門池地区センター	門池・大岡	2019年（令和元年） 11月20日（水）
原・浮島・今沢	原地区センター	原・浮島・今沢	2020年（令和2年） 1月16日（木）

(1) 都市公園等について

■都市公園等の維持管理

- ・公園の管理状況について市職員が把握しきれていないのではないか。
- ・緑が茂りすぎて、見通しが悪く防犯上よくない公園がある。
- ・近隣の住宅に、樹木の葉や枝が落ちてしまう。
- ・地元だけで公園の維持管理をするのが難しい。
- ・公園の樹木や街路樹の維持管理に市民が関われるように管理マニュアルを作成してはどうか。また、地域で実施している維持管理について、管理用具の借用等の行政支援が望まれる。
- ・市内で維持管理等の取組が進んでいる先進事例を紹介してほしい。
- ・地域の公園であるため、地元で清掃などを行うのは当然であるが、自発的な行為でもあるので、地域住民にどのくらいお願いしてよいのか加減が難しい。
- ・雑草がひどいため除草剤をまきたいが、誰でも使える場所のため、何かあったときのことを考えると使用できない。
- ・自治会でも軽微な伐採を行うが、機材の扱いに慣れておらず、非常に危険が伴う。
- ・伐採後の木材の処理を市民が行うのは負担が大きい。 等

課題

樹木の成長等により、見通しが悪くなる等の問題が発生しており、対応が求められます。
現在、都市公園や街路樹の維持管理は市民等との協働により実施していますが、良好な環境を維持するためには、維持管理体制の見直しや新たな維持管理手法の導入が求められます。

■都市公園等の利活用

- ・既存の公園（中央公園、蛇松緑道、港口公園等）の活用を図ってほしい。
- ・公園でイベントを実施する際に広報が不十分である。 等

課題

イベントを実施する際の積極的な広報活動が求められます。また、公園の更なる魅力増進を図るため、民間事業者と行政の連携した利活用の促進が求められます。

■その他

- ・公園間の距離が近く、利用者が少ないような公園は、他の公園との統廃合を検討してはどうか。
- ・行政として、どのような公園にしていきたいかという方向性を持ってほしい。
- ・市街地の公園に駐車場を整備してほしい。公園に駐車場がないと立ち寄りにくくなる。
- ・利用者のマナー低下が著しく、ゴミ捨てが絶えない。自然や環境を愛するような啓発に、もっと取り組んでほしい。 等

課題

都市公園等の再編・統廃合の可能性について検討する等、本市における都市公園等のあり方について示すことが求められます。

（２）緑化について

■街路樹

- ・街路樹等、現状で十分な量があることから、量を増やすよりも、適切に管理し美しく維持していく方が大切である。
- ・管理が大変なことも理解できるが、樹木がなければ、街は大変寂しいものになる。
- ・街路樹の管理方法に課題がある（強剪定のしすぎ、大木化・老木化への対応等）。
- ・沼津市には、有名な並木通りがない。 等

課題

街路樹については、大木化・老木化による交通環境への影響や、強剪定による良好な景観への影響等の課題があります。道路管理者等との調整を図りながら、街路空間のあり方について検討することが求められます。

■花壇

- ・老人会を中心に、市からいただいた花苗を使用して、花壇管理を行っている。高齢者からは、花が咲くと季節を感じる等の嬉しい声を聞く。
- ・地域で管理している花壇は、高齢化、資金不足などの課題が多く、非常に苦慮している。ただ、観光客などの訪れる人のことを考えると、花による緑化は大切なことであると思う。 等

課題

花壇は市民の生き甲斐づくりやまちなかの良好な景観形成への効果が高い一方で、高齢化、資金不足等の管理の継続性への問題について対応が求められます。

■特徴的な緑地

- ・「千本松林」は、海越しに見える富士山として絶景の地である。松林内の散策路も、もっと整備を進めてほしい。
- ・「蛇松緑道」は、沼津港との位置関係を考えると、観光資源になり得るものであると思われる。富士宮市などは、ウォーキングコースとして活用しており、賑わいを見せている。
- ・「門池公園」は、桜の名所として、地域外の人が多く集まっている印象がある。公園としての整備も十分行われており、多くの人が訪れるのも納得できる。その訪れた人たちが、もっと市内に流れる仕組みがあれば、さらに良い。
- ・「香貫山」は、沼津市の大切な場所である。また、沼津アルプスとしての登山者もあり、もっと市外にPRできるような環境整備が必要ではないか。道路も含め、荒れている印象がある。
- ・「沼津駅周辺」には緑地が少ない。 等

課題

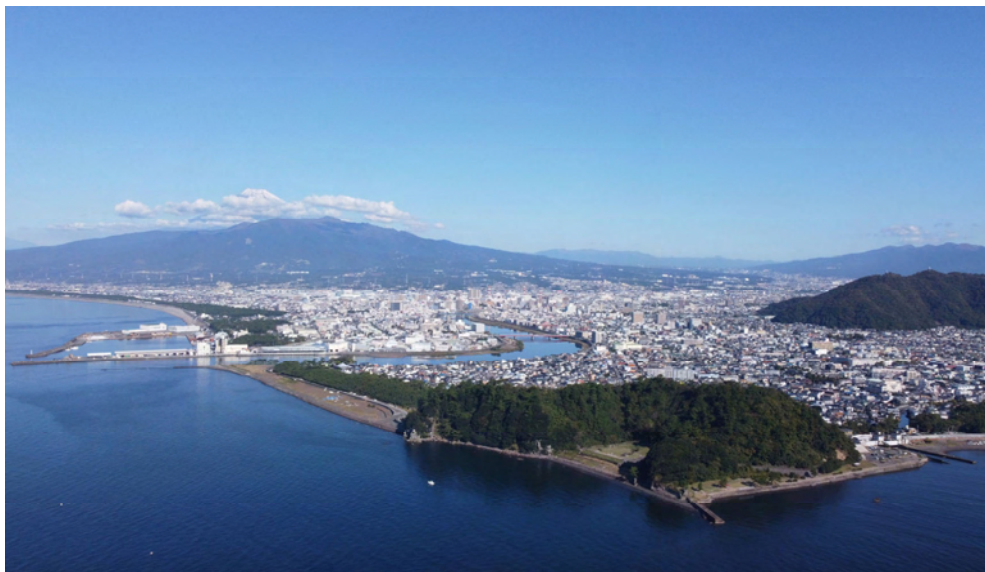
特徴的な緑地について、それぞれの特性を活かした整備・保全・維持管理・利活用により、本市のシンボルとなる魅力的な緑地空間とすることが求められます。

（３）その他

- ・「緑の基本計画」の存在を知らない市民が多いため周知が必要となる。
- ・市内で先進的な取組を実施している団体等の情報を共有してほしい。
- ・人口減少・高齢化が進展するなかで、緑や公園を徐々に減らしていくなど、「持続可能な管理体制」を考えていく必要がある。
- ・樹木の寄付等、行政側のニーズを情報として公開してはどうか。
- ・地域で対応できない草刈り等について行政側の支援を求めたい。 等

課 題

本計画に関する市民への十分な周知や市民・民間事業者等との連携した緑化施策の推進が求められます。



市民生活と密接した豊かな自然環境

2-6 課題の整理

社会情勢や上位・関連計画、人口動態や土地利用等の本市の現状、市民意向調査等による市民意見をもとに本市の課題を整理しました。

(1) 社会情勢、上位・関連計画からの主な課題の整理

人口減少・高齢化が進展する中においても、持続可能なまちづくりを進めていくために、「第2次沼津市都市計画マスタープラン」や「沼津市立地適正化計画」等の上位計画との整合を図ることが求められます。また、住環境の魅力向上や生活の快適性・安全性の向上に寄与する取組を推進するため、地域のニーズを踏まえた公園の新たな利活用や効率的・効果的に都市公園を整備・再編していくことが求められます。

先行して策定した関連計画である「沼津市パークマネジメントプラン」及び「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」の推進により、市民・民間事業者等との協働による緑地空間や都市公園等の整備・維持管理・運営を促進し、緑を介した市民活動の場や市民生活における楽しみを創出することが求められます。

(2) 本市の現況からの主な課題の整理

広く分布する農地・山林等の自然環境の保全・活用や、住宅地等の市街地における緑地空間のあり方の提示により、日常の生活の中で市民が豊かな自然環境を享受できる機会を創出することが求められます。

本市における都市公園等の一人あたりの面積は、全国や静岡県 averages を下回っていますが、人口減少・高齢化の進展をはじめとした社会情勢を踏まえ、整備の必要性について再検証することが求められます。また、既存の緑地空間における、適切な維持管理の実施により良好な緑の維持・保全を図ることで、住環境の魅力向上や生活の快適性・安全性の向上に寄与する緑地空間を創出することが求められます。

また、公共施設の緑地について、コンセプトのある魅力的な整備や民間活力導入による整備・利活用を促進することで、魅力的な緑地空間の創出につなげ、市民の“誇り”の醸成を図ることが求められます。

(3) 市民意見からの主な課題の整理

市民アンケートでは、緑の「質」に対する満足度が緑の「量」に対する満足度と比較すると低いことから、本市において求められる緑の「質」の明確化と緑の「質」を高めるための取組の推進が求められます。

市民ニーズを反映し、市民が日常的に利用できる都市公園等を創出するため、「駐車場が少ない」、「トイレや公園内の清掃が十分ではない」、「飲食施設が少ない」等の都市公園等における課題や、「防犯機能の強化」、「休憩施設の充実」、「駐車場の整備」等の都市公園等への要望に対応するとともに、「道路や公園、学校などの公共施設の緑化」、「空き地を公園として利活用する制度の促進」、「保存樹木・樹

林などの緑の保全」等を推進することで、市民が利用したくなる都市公園等を創出することが求められます。

市民が大切にしたいと感じる「千本松原」や「沼津御用邸記念公園」等の緑地空間における、価値も踏まえた維持管理・運営の促進や、「沼津駅前」における魅力的な緑地空間や都市公園等の整備等により、本市のシンボルとなる緑地空間を維持・創出し、市民の“誇り”を創出することが求められます。

公園内樹木や街路樹における大木化・老木化により、公園内や道路の見通しの悪化等への課題に対応するため、適切な維持管理を推進し、生活の快適性・安全性の向上を図ることが求められます。また、緑地空間の維持管理にあたっては、都市公園愛護会をはじめとした管理主体における高齢化や資金不足等の課題に対応し、持続可能な維持管理の体制を構築することが求められます。

また、本計画の市民への周知や、緑地空間や都市公園等におけるイベント実施時の積極的な広報の実施により、市民等の緑地空間や都市公園等に対する関心を高め、積極的な利活用を促進することが求められます。



美しい緑に彩られた愛鷹運動公園

2-7 改定の視点

本市の緑の現況と課題を踏まえて、前回計画からの改定の視点を整理します。

SDGs（持続可能な開発目標）において示されているよう、緑地行政においては、持続可能な地球環境の形成に向け、本市の豊かな自然と市民の関わりを促進することで、市民一人一人が環境に対する意識を高めることが求められます。

また、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、緑地空間に対する市民ニーズが多様化しています。特に、本市では、都市計画区域の約8割が緑に覆われており、市民が日常的に自然豊かな環境を享受していることから、緑地空間については、豊かな緑を提供する場としてだけでなく、市民の生活の「質」を高める場として活用することが求められるとともに、市民の地球環境保全への意識を高める場としての活用が重要となります。

前回計画は、都市環境整備の推進を前提とし、緑の「量」を増やすことを主な目的とした計画でしたが、本計画においては、必要性の高い緑の整備は引き続き推進するとともに、既存の都市公園や街路樹等の適切な維持管理や利活用により、「質」の高い緑を創出し、魅力的な「沼津の暮らし」を創出することを目指します。

【改定の視点】

緑の「量」から「質」へ

～緑の「質」を高め、魅力あふれる市民の「暮らし」を創出する～

【「質」の高い緑が市民の「暮らし」に与える効果】

①住環境の魅力向上に寄与

持続可能なまちづくりを進めていくため、各種まちづくり施策と連携を図り、居心地のよい洗練された住環境を創出します。また、少子高齢化等による市民ニーズの変化を捉えた取組により、市民が利用したくなる緑地空間を創出します。

②豊かな自然と市民の関わりを促進

本市が有する山や海岸線、市街地を流れる狩野川等の自然環境の保全・利活用を促進することで景観向上を図るまちづくりを進めるとともに、市民が豊かな自然環境を手軽に享受できるようにします。

③生活の快適性・安全性の向上

新規・既存の緑地空間について、維持管理に関する取組を強化することで、誰もが快適で安全に利用できる良好な緑地空間を創出します。

④市民の沼津に対する“誇り”の醸成

歴史的な緑や「沼津駅前」などの本市の顔となる緑について、シンボルとなる緑地空間を維持・創出し、市民の誇りにつなげます。

⑤緑を介した活動の場の創出

市民協働による緑地の維持管理・利活用について、持続可能な体制を構築することで、市民が関わりやすい環境を創出します。

⑥市民生活における楽しみの創出

市街地の緑や豊かな自然環境について、市民や民間事業者が積極的に利活用できる環境を整え、イベント等の積極的な実施を促進し、レクリエーション機能の向上を図ります。